

令和7年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

◎償却資産の申告をお忘れなく。

・・・提出期限は **令和7年1月31日（金）** です！

※提出期限が近づきますと窓口等が混雑しますので、早めの申告にご協力をお願いします。

※事業のための資産をお持ちの方（法人・個人事業主とも）が申告の対象となります。

eLTAXによる「電子申告」を是非ご利用ください。

～eLTAXで申告の際は、種類別明細書（増加資産・減少資産）の添付にご協力をお願いします～

- ◆インターネットを利用して、自宅やオフィス等から申告の手続きを行うことができます。
- ◆無料のeLTAX対応ソフト「PCdesk」で申告書を作成できます。
- ◆eLTAXに対応した市販の税務会計ソフトで作成した申告データ等を利用することもできます。
- ◆複数の市区町村に資産がある場合、個別ではなく一括送信することもできます。



〔主な償却資産と申告対象者〕

飲食店 厨房設備、カラオケセットなど 	工場 各種製造設備、受変電設備など 	ホテル・旅館 客室備品、洗濯設備など
建設業 パワーショベル、ポータブル発電機など 	理容業・美容業 理・美容椅子、洗面設備など 	医院 ベッド、手術台、X線装置など
ガソリンスタンド オイルチェンジャー、洗車機など 	小売店 商品陳列ケース、冷蔵庫など 	農業・漁業 田植機、漁船など

市税につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

償却資産を所有する方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在青森市内に所在する償却資産について申告をしていただくことになっております。

同封の申告書に必要事項をご記入のうえ、上記の期日までに提出してください。

～申告内容等のお問い合わせ先～

青森市役所 税務部 資産税課 管理調整・償却資産チーム

〒030-0801

青森市新町一丁目3番7号 青森市役所駅前庁舎（アウガ）

TEL 017-734-5204

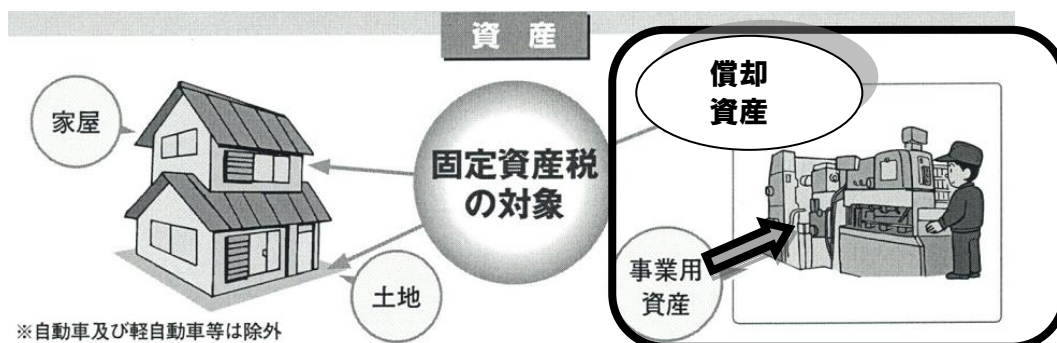
FAX 017-734-5198



青森市ホームページも
ご覧ください

青 森 市

固定資産税のうちの「償却資産」について



固定資産といえば土地や家屋が馴染み深いですが、上記の図中の□で囲んだ「事業用資産」についても、地方税法第 341 条第 4 号により「償却資産」と称する固定資産の一種であるとされています。

この言葉について初めて聞くという方もおられるかもしれませんが、土地や家屋がない方でも、事業に用いている各種の構築物、機械装置、工具・器具、備品などといった資産をお持ちであれば、地方税法第 383 条により、償却資産の所有者として資産の所在地である市町村へ申告が必要となります。

この手引きは、償却資産の申告対象となる資産と取扱いの内容、申告書の記入方法について説明しておりますので、最後までお読みくださいますようお願いいたします。

「償却資産申告の手引き」 目 次

1 償却資産とは-----	1	14 耐用年数の取扱い-----	9
2 申告が必要な方-----	1	15 免税点-----	9
3 申告の対象となる資産-----	1	16 税率及び税額の算出の仕方-----	9
4 申告の対象とならない資産-----	1	17 決算後の取得等資産について-----	9
5 償却資産の主な種類-----	2	18 納税通知書の発送、課税台帳の閲覧-----	9
6 国税と固定資産税の比較-----	3	19 不申告または虚偽の申告をされた場合---	10
7 少額の減価償却資産の取扱い-----	3	20 過年度への遡及について-----	10
8 建築設備についての償却資産と家屋の区分	4	21 美術品等の扱いについて-----	10
9 申告の提出書類-----	5	22 税務署での調査について-----	10
10 インターネットを利用した電子申告について	5	23 実地調査のお願い-----	10
11 青森市が送付した償却資産申告書等を利用した申告について	5	24 マイナンバー(個人・法人番号)の記入について	11
12 税の軽減制度について-----	6-7	25 リース資産について-----	12
13 償却資産の評価方法-----	8	26 申告書の記入の仕方-----	13-15

1 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

ただし、特許権、電話加入権など無形償却資産及び自動車税、軽自動車税の対象となるものは除かれます。

2 申告が必要な方

償却資産申告が必要な方は、令和7年1月1日現在、事業に供することができる償却資産を所有しているすべての法人及び個人事業主です。

また次の方々も申告が必要になります。

- ① 償却資産を他に貸している方（法人・個人事業主ともに）
- ② 割賦販売や譲渡条件付リース契約の資産をお持ちの方（法人・個人事業主ともに）

事業をしている方は、償却資産をお持ちでなくても「資産なし」として申告くださいますようお願いします。

3 申告の対象となる資産

- ① 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産、あるいは償却済資産であっても、1月1日（賦課期日）現在事業の用に供することができるもの。
- ② 遊休または未稼働の資産であっても、1月1日（賦課期日）現在事業の用に供することが可能であるもの。
- ③ 資本的支出としての改良費は、新たな資産の取得とみなされ、本体とは独立して取り扱われます。
- ④ 割賦買入資産で割賦金を完済していない資産であっても、事業の用に供することができる状態にあるもの。（原則として買主が申告することになります。）
- ⑤ 職員の福利厚生の用に供しているもの。
- ⑥ 税務会計上、土地勘定に計上している駐車場などの舗装路面、フェンスなどは、地方税法上は、構築物として償却資産となります。

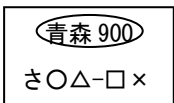
4 申告の対象とならない資産

- ① 自動車税、または軽自動車税が課税されている自動車（大型特殊自動車を除く）
2ページの「5 償却資産の主な種類」の(1)－5をご参照ください。
- ② 棚卸資産（貯蔵品、商品等）
- ③ 非減価償却資産（書画、骨とう等で希少価値を有し代替性のないもの）
ただし、複製品等で、装飾的な目的で使用しているものは申告の対象です。
10ページの「21 美術品等の扱いについて」をご参照ください。
- ④ 生物（ただし、観賞用・興行用等の生物は申告の対象です。）
- ⑤ 電話加入権、特許権、ソフトウェア等の「無形減価償却資産」
- ⑥ 開業費、試験研究費等の「繰延資産」
- ⑦ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価額が20万円未満のものは申告対象外です。

5 償却資産の主な種類

表に示されている資産はごく一部ですので、表にないものについてはこれらの資産を参考に判断してください。

(1) 資産種類別の主な償却資産

資産の種類		固定資産税における償却資産
1	構築物	広告設備、煙突、門扉、融雪設備、舗装路面、屋外排水溝、庭園、緑化施設 など
2	機械及び装置	工作機械、印刷機、建設機械（ブルドーザー等の自走式作業用機械）、運搬用設備、物品製造・修理等に使用する機械装置、太陽光発電設備 など
3	船舶	ボート、はしけ、貨物船、漁船、客船 など
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など
5	車両及び運搬具	「ホイールローダー」「ロードローラー」等の大型特殊自動車※ （「青」もしくは「青森」等、都道府県名の後に 〇、〇〇～〇九、〇〇〇～〇九九 及び 九、九〇～九九、九〇〇～九九九 の番号が付されたナンバープレートを装着しているもの） （例） さ〇△-□×  さ〇△-□× ○で囲んだ部分です。 白地に緑文字（営業用は緑地に白文字） ※大型特殊自動車は、償却資産として固定資産税の課税対象となります。陸運事務所で登録を受け、ナンバープレートを装着していても自動車税は課税されません。 なお、小型特殊自動車は、軽自動車税の課税対象で償却資産ではありません。  小型特殊自動車のナンバープレート様式例 （緑地に紺色の文字で、「青森市」等市町村名から始まるもの）
6	工具器具及び備品	自動販売機、ロッカー、金庫、パソコン、複写機、テレビ、冷蔵庫、事務用機器、レジスター、応接セット、ルームエアコン、理美容機器、娯楽機器 など

(2) 業種別の主な償却資産

業 種	資 産 の 名 称
一般事業（事務所）	受変電・自家発電等の電気設備、屋外の給排水ガス設備、駐車場舗装（アスファルト）、門・扉、看板、広告設備、中央監視装置、応接セット、キャビネット、ロッカー、パソコン など
不動産賃貸（アパート等）・駐車場	受変電設備、駐車場用融雪（ロードヒーティング）設備、看板、エアコン、フェンス など
小売店・飲食店	レジスター、カラオケ、厨房用品、冷蔵庫、自動販売機 など
写真店	写真現像焼付設備、パソコン、デジタル複写機、内装 など
ガソリンスタンド	独立キャノピー、構内舗装、コンクリート擁壁、屋外照明設備、給油装置、洗車装置 など
建設業	ブルドーザー・ロードローラー等建設用大型特殊自動車、掘削機、測量機器 など
理容・美容業（エステ・ネイルサロン等）	理美容いす、洗面設備、タオル蒸器、脱毛器、施術ベッド、ウォーターベッド、テレビ、内装、サインポール、看板 など
病院	受変電・自家発電等の電気設備、手術台・ベッド・X線装置等各種医療用機器、給食用厨房用品 など

6 国税と固定資産税の比較

項 目	固定資産税（償却資産）	国 税（法人税・所得税）
償 却 計 算 の 期 間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減 価（償 却）の 方 法	原則、定率法のみ ※減価率は国税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ	定率法・定額法等から選択 （建物、構築物、建物附属設備は定額法）
前年中の新規取得資産	評価額＝半年償却（1/2）	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められません ※国庫補助金等で取得した資産で圧縮記帳を行ったものは、圧縮前の取得価格で申告してください。	認められます
特 別 償 却 ・ 割 増 償 却 （租税特別措置法）	認められません ※租税特別措置法による特別償却は、固定資産税には適用されません。処理前の取得価格で申告してください。	認められます
増 加 償 却 （所得税法・法人税法）	認められます ※税務署長への届出書の写しの提出が必要です。	認められます
評 価 額 の 最 低 限 度	<u>取得価額の5/100</u>	<u>備忘価額（1円）まで</u>
改 良 費	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価します。） ※平成19年度の税制改正により国税上の扱いが変わりましたが、固定資産税では従来どおり「資本的支出」として申告を要します。	原則区分評価（一部合算も可）

7 少額の減価償却資産の取扱い

取得価額が少額である償却資産の申告は税務会計上の経理区分によってその取扱いが異なります。詳しくは次の表を参考にしてください。

資産の取得価額	経理区分と申告の必要			
	一般減価償却	中小企業特例（注）	3年一括償却	一時損金算入
10万円未満または使用可能期間が1年未満の資産（少額資産）	必 要 （個人を除く）	—	不 要	不 要
10万円以上 20万円未満の資産	必 要	必 要	不 要	
20万円以上 30万円未満の資産	必 要	必 要		
30万円以上	必 要			

（注）国税における、租税特別措置法の規定による「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」が適用となるものであっても、固定資産税には適用されませんので申告の対象となります。

8 建築設備についての償却資産と家屋の区分

(テナントが施工した附帯設備の取扱い)

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税における取扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価しています。

ただし、下記の表の 1～7 に該当する設備等については、経理上の処理(建物勘定や建物附属設備勘定に含めて計上される場合)にかかわらず、償却資産の申告対象となります。

家屋の所有者と異なる者(テナント)が貸ビル・貸店舗等に施工した内装・造作及び建築設備等については、すべて償却資産として申告してください。

建築設備（建物附属設備）は、所有関係や設備の性格等に応じて、次の表のように取り扱われます。

設 備 等 の 内 容		家屋と設備等の所有関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家 屋	償 却 資 産	家 屋	償 却 資 産
1	工場等の動力源である電気設備		○		○
2	冷凍庫（冷凍倉庫）における冷凍設備		○		○
3	ビル等における変・送電設備		○		○
4	中央監視制御装置、電話交換機		○		○
5	パッケージエアコンディショナー		○		○
6	ネオン、スポットライト		○		○
7	屋外に設置された給水塔、独立煙突		○		○
8	電気設備（1以外の電気設備）	○			○
9	給排水・衛生設備	○			○
10	集中式の冷暖房、通風、ボイラー設備 (工場などの生産設備であるボイラーを除く)	○			○
11	昇 降 機 設 備	○			○
12	消火、排煙又は災害報知設備及び 格納式避難設備	○			○
13	エアーカーテン、ドアー自動開閉設備	○			○
14	金庫室の扉	○			○
15	店用簡易設備及び簡易間仕切り	○			○
16	固定間仕切り、床・壁・天井仕上げ	○			○

9 申告の提出書類

償却資産の申告は、「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」、「種類別明細書（減少資産用）」の3種類を下表の区分のとおり提出してください。

区 分		償却資産 申 告 書 (第 26 号様式)	種類別明細書（第 26 号様式）		
			別表 1		別表 2
			増加資産用	全資産用	減少資産用
初 め て 申 告 す る 方		○	×	○	×
電 算 申 告 を す る 方		○	×	○	×
前 年 に 申 告 し て い る 方	資 産 の 増 減 が な い 方	○	×	×	×
	増 加 し た 資 産 が あ る 方	○	○	×	×
	減 少 し た 資 産 が あ る 方	○	×	×	○
	増加・減少資産の両方ある方	○	○	×	○
	廃業・解散・閉鎖・転出の方	○	×	×	×

10 インターネットを利用した電子申告について

青森市では、インターネット（地方税ポータルシステム「e L T A X」）を利用した、償却資産（固定資産税）の電子申告を受け付けています。

e L T A Xを利用するには、事前にe L T A Xホームページからの届出が必要です。e L T A Xのサービスは無料でご利用いただけますが、パソコンやインターネット環境、必要に応じて電子証明書等を事前に準備していただく必要があり、これらの準備には費用が必要なものもあります。

◆利用できる方

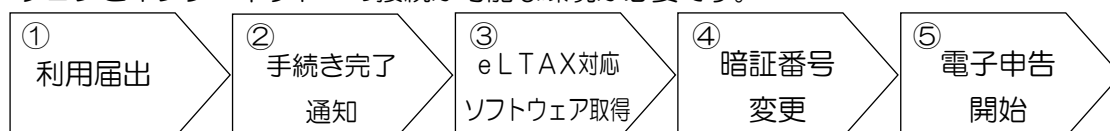
償却資産の申告が必要な方並びに税理士及び税理士法人等の税理士業務を行う方で、電子署名用の電子証明書を保有されている方です。

なお、税理士等の方が、償却資産の申告が必要な方の申告書を作成・送信する場合は、税理士等の方の電子署名のみによる送信を可能とし、償却資産の申告が必要な方の電子署名を省略できます。

また、申告書にマイナンバーを記載される場合も、電子申告では本人確認書類の添付は不要です。

◆e L T A Xご利用の流れ

パソコンとインターネットへの接続が可能な環境が必要です。



利用届出や申告書の作成等にかかる具体的な操作方法については、下記へお問い合わせください。

e L T A Xヘルプデスク ☎0570-081459（つながらない場合は☎03-5521-0019）
受付時間 9：00～17：00（土日祝日、年末年始を除く）

e L T A Xホームページ ▶



エルタックス



11 青森市が送付した償却資産申告書等を利用した申告について

「種類別明細書（増加資産・全資産用、減少資産用）」は3枚複写となっており、1枚目は提出用、2枚目は電算入力用、3枚目は控用ですので、1～2枚目を提出してください。種類別明細書の増加資産用と全資産用は同じ様式です。

12 税の軽減制度について

(1) 非課税

地方税法第348条に定める一定の要件を備えた償却資産については、非課税の措置が講じられています。
 該当が見込まれる場合は、「固定資産税非課税認定申告書」の提出が必要ですので、お問い合わせください。

(2) 課税標準の特例（令和6年10月現在）

地方税法第349条の3、本法附則第15条に定める資産については、課税標準の特例として税負担が軽減されます。該当する資産については、必ず申告書(種類別明細書)摘要欄にその旨を記載してください。

該当が見込まれる場合は、許可証等の関係書類を添付のうえ申告してください。

下記以外にも特例対象の資産がありますので、詳しくは青森市ホームページをご覧ください。



≪ 償却資産に関する
税の軽減制度



≪ 償却資産の
わがまち特例

課税標準の特例の対象となる償却資産（主なもの）

適用条項	特例対象施設等	特例課税率
地方税法第349条の3 第2項	一般ガス事業者及び簡易ガス事業者が新設したガスの製造及び供給の用に供するもの	最初の5年間 1／3 次の5年間 2／3
地方税法第349条の3 第5項	内航船舶	1／2
地方税法附則第15条 第2項第1号	水質汚濁防止法による汚水または廃液の処理施設	1／2 ※3 取得年月日が令和6年4月1日～ 令和8年3月31日まで
地方税法附則第15条 第2項第5号	下水道法による公共下水道の利用者が設置した除害施設 ※1	4／5 ※3 取得年月日が令和6年4月1日～ 令和8年3月31日まで
地方税法附則第15条 第4項	中小企業等経営強化法に定める先端設備等に該当する、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備(条件詳細については青森市ホームページをご確認ください) ※(「青森市 先端設備等導入計画」で検索いただくと直ぐに見つかります) ※2 ◎特例の適用を受ける場合には、認定を受けた「計画の申請書及び認定書の写し」、「投資計画に関する確認書の写し」、リース会社が申告する場合は、「固定資産税軽減計算書」、「リース契約書の写し」も提出してください。 ◎計画に賃上げ方針を記載した場合は、「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」も併せて提出してください。	3年間 1／2 取得年月日が令和5年4月1日～ 令和7年3月31日まで ◎賃上げ方針を記載した場合は、次の通りとなります。 5年間 1／3 取得年月日が令和5年4月1日～ 令和6年3月31日まで 4年間 1／3 取得年月日が令和6年4月1日～ 令和7年3月31日まで

適用条項	特例対象施設等	特例課税率
地方税法附則第 15 条 第 25 項第 1 号イ 地方税法附則第 15 条 第 25 項第 3 号イ	「太陽光発電設備」 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定され、再生可能エネルギー事業者支援事業費の補助を受けて取得した発電設備 ◎特例の適用を受ける場合は、「再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写し」を認定資料として提出してください。	◎3 年間 2/3 ※3 1,000KW 未満 ◎3 年間 3/4 ※3 1,000KW 以上 取得年月日が令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで
地方税法附則第 15 条 第 25 項第 1 号ロ～ニ 地方税法附則第 15 条 第 25 項第 3 号ロ・ハ 地方税法附則第 15 条 第 25 項第 4 号イ～ハ	「風力発電設備」、「水力発電設備」、「地熱発電設備」、「バイオマス発電設備」 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する認定を受けて取得した発電設備 ◎特例の適用を受ける場合は、電力事業者と締結している特定契約書の写し、その他参考となる資料を提出してください。	◎3 年間 2/3 ※3 風力 20KW 以上 地熱 1,000KW 未満 バイオマス 10,000KW 以上 20,000KW 未満 ◎3 年間 3/4 ※3 ◎3 年間 6/7 ※4 風力 20KW 未満 水力 5,000KW 以上 ◎3 年間 1/2 ※3 地熱 1,000KW 以上 バイオマス 10,000KW 未満 水力 5,000KW 未満 取得年月日が令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで

※1 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に取得された除害施設については、(旧) 地方税法附則第 15 条第 2 項第 5 号が適用されます。

※2 先端設備等の特例について、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに取得された構築物は(旧) 地方税法附則第 64 条が適用されます。

※3 地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）に基づき、青森市市税条例にて特例割合を規定しています。

※4 一般木質・農作物残さ区分に該当するもの。

(3) 減免

公衆浴場を営業されている方や、災害により機械設備等の事業用資産に被害を受けたとき等、青森市市税条例第 80 条により減免の対象となる場合があります。詳細についてはお問い合わせください。

減免制度については申請が必要となります。

申請書の提出が遅れますと、減免の適用が受けられなくなりますので、納期限までに提出してくださいようお願いします。

(4) 課税免除と不均一課税

- ・地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除
- ・地域再生法に基づく固定資産税の不均一課税

上記制度の詳細については、経済政策課(電話:017-734-2403)へお問い合わせください。

また、固定資産税の課税免除および不均一課税の適用については、資産税課に申請書の提出が必要ですので、ご不明な点がございましたら資産税課にお問い合わせください。

13 償却資産の評価方法

(1) 評価額の求め方(固定資産税においては取替資産等を除き、旧定率法が採用されます)

初年度評価額 → 取得価額 × (1-減価率/2)

次年度以降評価額 → 前年度評価額 × (1-減価率)

→ 小数点以下第4位を四捨五入

(2) 計算例

パソコン 1 台

取得年月：令和6年5月

取得価額：20 万円

耐用年数：4 年

減価率：0.438

	評 価 額		
初年度（R7年度）	200,000 × (1-0.438/2)	=	156,200
2 年目（R8年度）	156,200 × (1-0.438)	=	87,784
3 年目（R9年度）	87,784 × (1-0.438)	=	49,334
4 年目（R1 0年度）	49,334 × (1-0.438)	=	27,725
5 年目（R1 1 年度）	27,725 × (1-0.438)	=	15,581
6 年目（R1 2 年度）	200,000 × (5/100)	=	10,000 ※1
7 年目（R1 3 年度）	200,000 × (5/100)	=	10,000

※1 上記の計算例では、6 年目の評価額が取得価額の 100 分の 5 に相当する額を下回ります。
 そのような場合には、取得価額の 100 分の 5 に相当する額が決定価格となります。それ以降はその資産が事業の用に供されている限り、取得価額の 100 分の 5 で引き続き評価されます。

(3) 減価償却率

減価率一覧表（減価残存率を含む）

耐用年数	減 価 率	減 価 残 存 率		耐用年数	減 価 率	減 価 残 存 率		耐用年数	減 価 率	減 価 残 存 率	
		1-減価率/2	1-減価率			1-減価率/2	1-減価率			1-減価率/2	1-減価率
2	0.684	0.658	0.316	9	0.226	0.887	0.774	16	0.134	0.933	0.866
3	0.536	0.732	0.464	10	0.206	0.897	0.794	17	0.127	0.936	0.873
4	0.438	0.781	0.562	11	0.189	0.905	0.811	18	0.120	0.940	0.880
5	0.369	0.815	0.631	12	0.175	0.912	0.825	19	0.114	0.943	0.886
6	0.319	0.840	0.681	13	0.162	0.919	0.838	20	0.109	0.945	0.891
7	0.280	0.860	0.720	14	0.152	0.924	0.848	21	0.104	0.948	0.896
8	0.250	0.875	0.750	15	0.142	0.929	0.858	22	0.099	0.950	0.901

14 耐用年数の取扱い

償却資産の評価に用いるべき耐用年数は「法定耐用年数」によるものとされています。

しかしながら、各事業所または所有者の保有目的・使用状況・その他（「短縮耐用年数」・「見積耐用年数」等）により、同じ名称の資産であっても、耐用年数が同一であるとは限りません。原則として国税において減価償却資産についての償却費を算定する際に基礎としている耐用年数を種類別明細書（増加資産・全資産用）に必ずご記入のうえ、申告してください。

※耐用年数の記入がない場合は問い合わせをさせていただきますのでご了承ください。

※資産の具体的な耐用年数については、青森税務署（代表：017-776-4241）へお問い合わせください。

15 免税点

課税標準額の合計が 150 万円(免税点)未満の場合は、課税されません。

ただし、この場合でも申告書の提出は必要です。

16 税率及び税額の算出の仕方

(1)税率

青森市内に所有する償却資産に対する税率は 1.6%となっています。

※青森市市税条例第69条第1項

(2)税額の算出例

取得価額 1,628,000 円(耐用年数 5 年)の機材の場合（取得初年度の計算例）

$$\begin{array}{ccc} \boxed{\text{取得価額}} & \boxed{\text{減価残存率}} & \boxed{\text{課税標準額}} \\ 1,628,000 \times (1 - \boxed{0.369/2}) & & = 1,326,820 \\ & \uparrow & \text{——— 小数点以下第4位を四捨五入} \\ \boxed{\text{課税標準額}} & \boxed{\text{税率}} & \boxed{\text{税額}} \\ \frac{1,326,000(1,326,820)}{1,000 \text{ 円未満端数切り捨て}} \times \frac{1.6}{100} & = & \frac{21,200 \text{ 円}(21,216 \text{ 円})}{100 \text{ 円未満端数切り捨て} \end{array}$$

取得 2 年目以降の計算方法については、8 ページの「13 償却資産の評価方法」をご参照ください。

17 決算後の取得等資産について

賦課期日は、令和 7 年 1 月 1 日です。会計年度とは異なりますので、令和 6 年 1 月 2 日から令和 7 年 1 月 1 日までの間に増加または減少した資産について、申告漏れがないように注意してください（※申告後、修正があった場合は速やかに修正申告をしてください）。

18 納税通知書の発送、課税台帳の閲覧

令和 7 年度の固定資産税の納税通知書（土地・家屋・償却資産）は 4 月中旬に発送予定です。

課税台帳に登録された価格等は、「閲覧」によりご確認ください。

令和 7 年度については、4 月 1 日～4 月 30 日(第 1 期分納期限)までの期間、手数料無料で閲覧できますのでご利用ください。

19 不申告または虚偽の申告をされた場合

青森市では、地方税法第386条の規定に基づき、青森市市税条例第85条にて罰則(10万円以下の過料)を定めております。

正当な理由なく申告をしなければ、罰則が適用されます。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合、地方税法385条による罰則(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)が課せられますので、必ず申告期限内に正しい申告をしてください。

20 過年度への遡及について

内容修正や申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することとなります。(1月1日取得の資産については、その前年の取得として課税されます)

ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により、最大5年を限度とします。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期(4期で分割)とは異なり、納期が1回となりますのでご注意ください。

21 美術品等の扱いについて

総務省からの通達により、平成27年1月1日以降取得した書画・骨とうなどの資産のうち、100万円以下のものであれば「時の経過でその価値が減少しないもの」以外について償却資産として申告対象となるほか、100万円以上のものでも「時の経過でその価値が減少することが明らかなもの」についても申告対象となりました。

平成27年1月1日以降に上記に該当する資産を取得された方は、申告書作成の際に注意願います。

22 税務署での調査について

地方税法第354条の2の規定により、税務担当の市町村職員は税務署の国税資料を閲覧することができます。

納税義務者の方の資産状況を正確に把握できなければ、公正な課税ができないため、税務署において法人税や所得税の申告書の調査・確認を行うことがあります。

また、必要に応じて文書により資産の確認と申告書提出を求めるか、もしくは事業所での現地調査を行いますので、ご協力くださるようお願いいたします。

23 実地調査のお願い

償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査や帳簿書類等の調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。

また、実地調査に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合の修正年度は、現年度だけではなく、5年度分まで遡及して修正することもありますのでご了承ください。

24 マイナンバー（個人番号・法人番号）の記入について

「26 申告書の記入の仕方」（13ページ）をご参照いただき、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を所定の記載欄に右詰めで記載してください。

◆本人確認書類の添付について

償却資産申告書を初めて提出していただく個人事業主の方のみ、本人確認書類の提出をお願いしています。

個人番号（法人番号を除く）を記載した申告書に、以下の書類をそれぞれ1種類ずつ添付していただきますようお願いします。

① 本人が申告書を提出する場合

	番号確認書類	本人確認書類
窓 口 ・ 郵 送	 ・個人番号カード（裏面） ・通知カード ・住民票（個人番号が記載されたもの）等	 ・個人番号カード（表面） ・運転免許証 ・青森市が送付した（住所・氏名等がブレ印字された）償却資産申告書 等
電子申告 （eLTAX）の場合	電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認書類の添付は不要です。	

郵送の場合は、上記書類の写しを提出してください。

② 代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認書類	代理人の本人確認書類	代理権確認書類
窓 口 ・ 郵 送	・本人の個人番号カード（裏面） ・本人の通知カード ・本人の住民票（個人番号が記載されたもの）等	・代理人の個人番号カード（表面） ・代理人の運転免許証 ・代理人の税理士証票 等	・税務代理権限証書 ・委任状 等
電子申告 （eLTAX）の場合	電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認書類の添付は不要です。		

郵送の場合は、税務代理権限証書は原本、その他の書類は写しを提出してください。

マイナンバーの記載がない場合でも、受理を拒むことはありません。また、本人確認書類の不足などにより本人確認ができない場合、個人番号の記載はないものとして取り扱います。

25 リース資産について

リースに供されている資産（リース期間満了と同時に資産が回収される場合）は、資産の所有者側（リース会社）に申告義務があります。

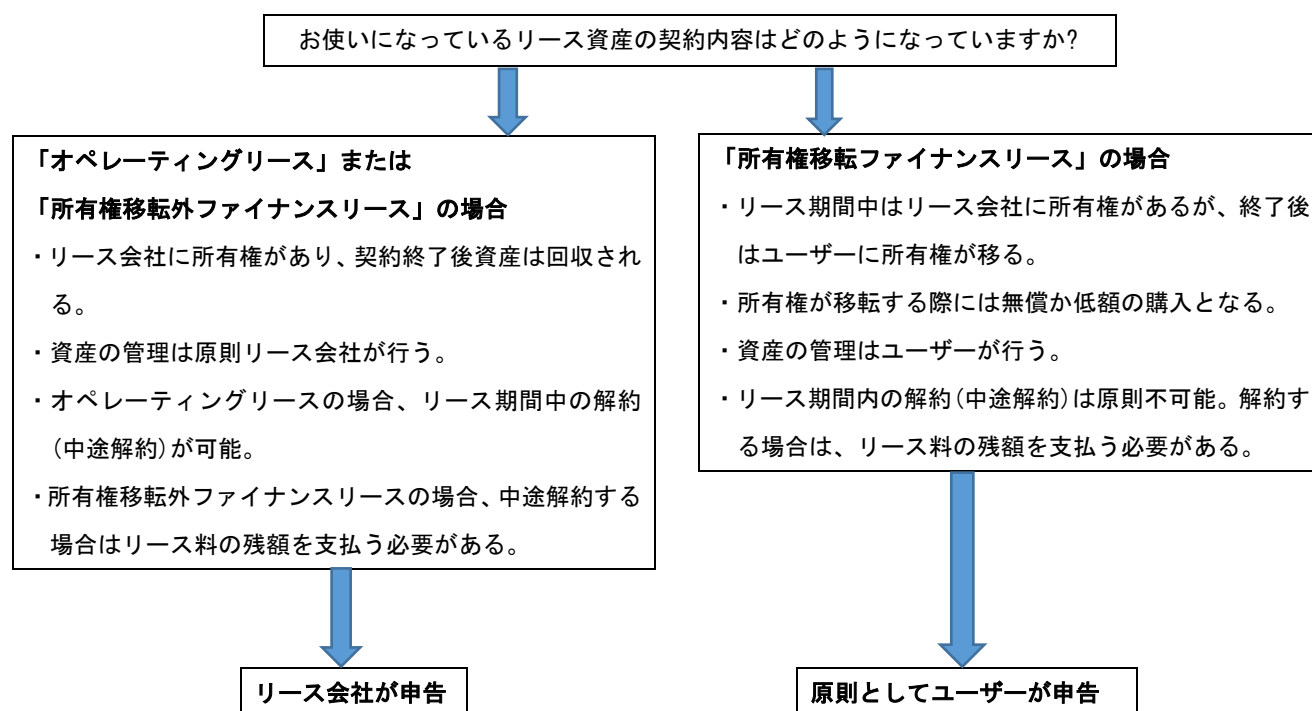
ただし、それが実質的に分割払いによる購入（契約終了後に使用者に譲渡されるもの）である場合は、原則として申告義務は使用者側（ユーザー）にあります。

平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価額が 20 万円未満のものは申告対象外です。

なお、リースを受けて使用している資産がある場合は、13 ページ記載例の「16」欄など、申告書の必要事項に記入漏れがないように記載をお願いします。

また、地方税法 383 条の規定により、償却資産については毎年 1 月 1 日に資産が存在している市町村への申告が義務付けられておりますので、青森市内に所在する償却資産の申告を他の市町村にされている所有者の方は、青森市に対して申告して下さるようお願いします。

リース契約別の所有権と申告義務



26 申告書の記入の仕方

①償却資産申告書（第26号様式）

※この申告書は、事業を行っている場合は必ず提出してください。また、償却資産に増加・減少がなかったり、資産がないような場合でも提出してください。
※住所、氏名、所有者コード等は、前年のデータをもとにあらかじめ印字されています。変更などがありましたら、朱書き訂正をしてください。
（初めて申告される方には印字されていません）

1. 郵便番号、住所（又は納税通知書送付先）及び電話番号を記入してください。また、ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び部屋番号を記入してください。

2. 氏名を記載し、ふりがなを付してください。
なお、所有者が法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記載してください。
屋号があれば記載してください。

イ) 前年取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に印字しております。
ロ) 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。
ハ) 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。
また、初めて申告される方は、令和7年1月1日現在所有している全資産取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。((イ)、(ロ)の欄の記入は必要ありません)
ニ) 令和7年1月1日現在所有する全資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記入してください。
※前年とは
 ↳ 令和6年1月1日以前
前年とは
 ↳ 令和6年1月2日から令和7年1月1日

3. 「個人番号又は法人番号」（マイナンバー）を右詰めでご記入ください。

令和 年 月 日 令和 7 年度

受付印 青森市長様

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

所有者コード 12345678

1 住所 〒 030-8555 青森市中央1丁目22-5 電話 017-734-1111

2 氏名 株式会社 あおもりし 代表取締役 八甲田 三郎 押印 不要 (屋号)

3 個人番号又は法人番号 4 事業種目 (資本等の金額) 5 事業開始年月 6 この申告に回答する方の係及び氏名 7 税理士等の氏名 8 短縮耐用年数の承諾 9 増加償却の届出 10 非課税該当資産 11 課税標準の特例 12 特別償却又は圧縮記帳 13 税務会計上の償却方法 14 青色申告

15 青森市内における事業所等資産の所在地 16 借入資産 17 事業所用家屋の所有区分 18 備考(添付書類等)

資産の種類	前年取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計(ニ)
1 構築物	10,000,000	7,500,000	13,500,000	16,000,000
2 機械及び装置	26,400,000	5,000,000	9,700,000	31,100,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	6,987,500	290,000	410,000	7,107,500
7 合計	43,387,500	12,790,000	23,610,000	54,207,500

資産の種類 評価額 決定価格 課税標準額

1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 7 合計

記入しないでください。
※ただし、電算処理により全資産申告をされる方は記入してください。

15 青森市内における事業所等資産の所在地 ① 新町〇丁目〇〇 ② 桜川〇丁目〇〇 ③

16 借入資産 貸主の名称等 あおもりリース(株) (パソコン・コピー機)

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 借家

18 備考(添付書類等)
該当する箇所を○で囲んでください。
1) 資産の増減 (有・無) 2) 該当資産なし
3) 廃業・解散 (年 月 日付)
4) 社名変更 5) 住所変更 6) その他

申告書の所有者コード（8桁）を記入してください。初めて申告される方は、記入の必要はありません。

4. 事業の種目を具体的に記載してください。また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記載してください。

5. 個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記載してください。

6. この申告書について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。

7. 償却資産申告書の作成を税理士等に依頼している場合は、氏名及び電話番号を記載してください。

11. 課税標準の特例の対象となる資産を申告書に記載される方は、この欄の「有」に必ず○をしてください。
また、14ページの「摘要」欄と、「特例」欄の「率」にも記載をお願いします。
6ページと7ページの「12 税の軽減制度について」もご参照ください。

15. 青森市内における事業所等資産所在地を記入してください。記載欄が不足の場合は、別紙に記載し添付してください。

16. 借入（リース・レンタル）資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、借入資産がある場合には、その資産名及び貸主の名称等を記入してください。
12ページの「25 リース資産について」もご参照ください。

17. 事業所用家屋の所有区分について、該当する方を○で囲んでください。

★令和4年度から償却資産申告書への押印は不要となりました。

なお、青森市が送付した、所有者欄に住所・氏名等がプレ印字された申告書（市送付申告書）以外で申告される場合は、本人確認を行います。
申告における本人確認については、本人確認書類（法人の場合は担当者の社員証など、代理人の場合は代理人の本人確認書類（税理士証票など）、所有者欄にプレ印字された市送付申告書がある場合はこれのみで可）の提示または写しを添付してください。
また、電子申告の場合は本人確認書類の添付は不要です。
※11ページのマイナンバー記入に係る本人確認書類と重複するものについては別途添付等不要です。

8～14 該当する方を○で囲んでください。
「8 短縮耐用年数の承諾」が有の場合
 ↳ 承諾通知書の写しを添付してください。
「9 増加償却の届出」が有の場合
 ↳ 届出書の写しを添付してください。
「10 非課税該当資産」が有の場合
 ↳ 固定資産税非課税認定申告書が必要です。

18. 次のような事項を記載してください。
・非課税、特例に該当する資産を所有している場合はその適用事項
・納税管理人を定めている場合はその方の住所、氏名
・その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項

②種類別明細書〔増加資産用・全資産用〕（第26号様式別表1）

※令和6年1月2日から賦課期日令和7年1月1日の間に取得した資産を記入してください。

※初めて申告する方は、賦課期日令和7年1月1日現在の全資産を記入してください。

※電算処理により全資産申告をしている方は、資産の異動の有無にかかわらず、全資産用の種類別明細書の提出が必要です。

記入する必要はありません。

「1. 構築物」、「2. 機械及び装置」、「3. 船舶」、「4. 航空機」、「5. 車両及び運搬具」、「6. 工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する1から6までの数字を記入してください。

資産名は「漢字」、「ひらがな」、「カタカナ」、「アルファベット」、「算用数字」で正確に記入してください。

資産を実際に取得した年月を記入してください。
R…令和、H…平成、S…昭和

当該資産の取得価額を記入してください。
なお、取得価額は、償却資産額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業用に供するために直接要した費用を含む。）をいいます。
また、法人税法及び所得税法の規定によるいわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。

※消費税について
税込経理方式を行っている方は、消費税を取得価額に含め、税抜経理方式を行っている方は、消費税を取得価額に含めず記入してください。

申告年度「7」を記載してください。

令和 7 年度

事業所コード

種類別明細書(増加資産・全資産用)

番号	種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	率	価額	特例	課税標準額	増加事由	摘要
					年号	年	月								
01	1		広告塔	2	R	5	6	6,000,000	20					1	
02	1		駐車場舗装路面	1	R	5	9	7,500,000	10					2	
03	2		パワーショベル	1	R	5	12	2,000,000	5					3	
04	2		高圧洗浄機改良費	1	R	5	10	3,600,000	2			1/20		4	
05	2		金属検出機	1	H	31	12	2,500,000	9					5	
06	2		自動梱包機(中古)	1	H	31	11	1,600,000	9					6	
07	6		エアコン	1	H	30	7	260,000	6					7	
08	6		ノートパソコン	1	H	29	3	150,000	4					8	
09														9	
10														10	
11														11	
12														12	
13														13	
14														14	
15														15	
16														16	
17														17	
18														18	
19														19	
20														20	
小 計								23,610,000							

注意「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

所有者コード 12345678

1枚のうち 1 枚目

株式会社 あおもりし

記入しないください。
※ただし、電算処理により全資産申告される方は、記入してください。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、2、及び5、6に掲げる耐用年数を記入してください。
なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記入してください。

申告書の所有者コード（8桁）を記入してください。初めて申告される方は、記入の必要はありません。

用紙の枚数（何枚のうち何枚目）を記入してください。

所有者名を記入してください。

該当資産については、次のような事項を記入してください。

・課税標準額の特例がある資産について、その適用事項（例：附則第15条45項）および軽減率
6ページと7ページの「12 税の軽減制度」をご参照ください。

・耐用年数等の変更があった場合にはその旨の表示
・短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示
・増加償却を行っている資産についてはその旨の表示
・その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項
・申告漏れ資産があった場合は、その旨も記載してください。

資産が増加したことについて、該当する増加事由の番号を必ず○で囲んでください。
「1. 新品取得」、「2. 中古品取得」、「3. 移動による受け入れ」、「4. その他」

③種類別明細書〔減少資産用〕（第26号様式別表2）

※前年中において売却、滅失、他市町村へ移動などの事由で、減少した資産について同封の「償却資産種類別明細書」記載のリストにもとづいて、資産の種類、コード等を記入してください。

※資産の一部が減少した場合は一部減少した分の数量・金額を記入し、摘要欄に「〇〇円(個)のうち〇〇円(個)減少」と明記してください。

※減少資産のうち、前年度の賦課期日（令和6年1月1日）より以前に、すでに滅失・移動などをされていた場合は、摘要欄に減少した年月日を記入してください。

申告年度「7」を記載してください。

記入する必要はありません。

この欄は、同封の「償却資産種類別明細書」により前年中に減少した資産を選び、「資産コード」、「資産の名称」等を記入してください。

該当償却資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。

令和 7 年度										所有者コード 12345678		1枚のうち 1枚目	
事業所コード										株式会社 あおもりし			
種類別明細書（減少資産用）										減少の事由及び区分			
番号	種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	申告年度	1売却 3移動	2滅失 4その他	1全部 2一部	摘要	
01	1	40800101	排水路	1	H 7 5	7,500,000	15		1・②・3・4	①・2			
02	2	41400101	ジョークラッシャー	1	H 19 12	3,000,000	7		①・2・3・4	①・2		H31.12.20減少	
03	2	40600202	コンベア	2	H 10 1	2,000,000	7		1・②・3・4	1・②		3基のうち2基減少	
04	6	36300101	手さげ金庫	1	S 62 2	130,000	5		1・②・3・4	①・2			
05	6	41500102	応接セット	1	H 15 9	160,000	5		1・2・③・4	①・2		八戸支店へ	
06									1・2・3・4	1・2			
07									1・2・3・4	1・2			
08									1・2・3・4	1・2			
09									1・2・3・4	1・2			
10									1・2・3・4	1・2			
11									1・2・3・4	1・2			
12									1・2・3・4	1・2			
13									1・2・3・4	1・2			
14									1・2・3・4	1・2			
15									1・2・3・4	1・2			
16									1・2・3・4	1・2			
17									1・2・3・4	1・2			
18									1・2・3・4	1・2			
19									1・2・3・4	1・2			
20									1・2・3・4	1・2			
小 計						12,790,000							

申告書の所有者コード（8桁）を記入してください。

用紙の枚数（何枚のうち何枚目）を記入してください。

所有者名を記入してください。

該当資産については、次のような事項を記入してください。

- ・「売却」、「移動」については、その受け入れ先の名称等
- ・令和6年1月1日より以前に減少した資産については、その減少した年月日
- ・資産の一部減少については、「〇〇円（個）のうち〇〇円（個）減少」のように具体的内容
- ・その他、該当資産の価格の決定にあたって必要な事項

増加資産・全資産用および減少資産用の種類別明細書は、それぞれ3枚複写になっています。
申告の際は、提出用と入力用（上から2枚）を提出してください。

提出いただく前に・・・

◆青森市では、インターネット（地方税ポータルシステム「eLTAX」）を利用した、償却資産（固定資産税）の電子申告を受け付けておりますので是非ご利用ください。詳しくは5ページの「10 インターネットを利用した電子申告について」をご覧ください。

チェック

- ☐ 13ページの申告書記入例に記載された、1から18の各欄に記入はお済みですか？
- ☐ 耐用年数、取得年月、課税標準の特例対象資産の表記など、14ページの種類別明細書〔増加資産・全資産用〕記入例に記載された各欄に記入はお済みですか？
- ☐ 減少事由及び区分など、15ページの種類別明細書〔減少資産用〕記入例に記載された各欄に記入はお済みですか？
- ☐ 自動車税や軽自動車税が課税されている車両や、所有権がリース会社にあるリース資産など、申告対象ではない資産を明細書に記入していませんか？
- ☐ 所有権が移転するリース資産や割賦購入の資産、大型特殊自動車など、申告義務がある資産を明細書に記入し忘れていませんか？
- ☐ マイナンバーの番号・本人確認書類、特例対象資産の関係書類など、添付資料はそろっていますか？

今一度、記載漏れがないか確認をお願いします。

（13ページから15ページの「26 申告書の記入の仕方」をご参照ください。）

※申告書を郵送される場合のご注意

申告書を郵送される場合で受付印を押印した控えの返送を希望される方は、申告書のコピー1部と返信用封筒（切手貼付・宛先を記入のこと）を同封してください。

◎申告書の提出先

下記のあて先を切り取って、申告書送付の際に封筒に貼り付けてご利用ください。
また、浪岡庁舎でも申告書の提出を受け付けています。

〒030-0801

青森市新町一丁目3番7号
青森市役所駅前庁舎

青森市役所 資産税課
管理調整・償却資産チーム 行

〒038-1392

青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1
青森市役所浪岡庁舎

浪岡振興部 納税支援課

TEL 0172-62-1186

FAX 0172-62-9488